

令和6年 第2回

甲佐町議会 8 月臨時会会議録

令和6年8月2日

熊本県甲佐町議会

令和6年第2回甲佐町議会（臨時会）目次

○8月2日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 専決処分の報告について(専第8号 損害賠償について)	4
日程第5 専決処分の報告について(専第9号 損害賠償について)	5
日程第6 議案第24号 工事請負契約の締結について	6
閉会	21

8月2日（金曜日）

令和6年第2回甲佐町議会（臨時会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和6年8月2日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 8月2日 午前10時00分 議長宣告
1. 閉会 8月2日 午前11時33分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 三輪孝之
会計管理者 渡邊友美	総務課長 荒田慎一
企画課長 北畑公孝	地域振興課長 羽祢田直美
くらし安全推進室長 山下玄介	税務課長 松野洋幸
環境衛生課長 白石亨	健康推進課長 宮崎貴美代
住民生活課長 奥名雄吉	福祉課長 高原貞典
農政課長 上古閑一徳	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 田上浩輝	学校教育課長 井上幸介
社会教育課長 内田健司	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 甲斐良二 2番 田中孝義

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の提案理由の説明について

日程第4 専決処分の報告について(専第8号 損害賠償について)

日程第5 専決処分の報告について(専第9号 損害賠償について)

日程第6 議案第24号 工事請負契約の締結について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

それではただいまから、令和6年第2回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、配布のとおりですので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番甲斐良二議員、2番田中孝義議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

報告第2号、専決処分の報告について、報告第3号、専決処分の報告について、議案第24号、工事請負契約の締結について、以上の3件を上程いたします。

日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。

本日は令和6年第2回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、今期臨時会に提出しております各議案について、ご説明を申し上げます。

今期臨時会にご提案をしております案件は、報告案件2件、工事請負契約の締結案件1件、のあわせて3件であります。

まず、報告案件につきましては、損害賠償についての2件を、工事請負契約の締結案件としましてはスタートアップ企業等応援施設設計施工一括工事に係る契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきご議決を求めるものでございます。

以上、今期臨時会にご提案いたしております各議案について、ご説明を申し上げますが、各議案のご審議の節は各担当課長が説明いたしますので、適切なご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第4、報告第2号「専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは報告第2号について説明申し上げます。報告第2号、専決処分の報告について。地方自治法（昭和22法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和6年8月2日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書になります。専第8号、専決処分書、地方自治法（昭和22法律第67号）第180条第1項の規定により、次の通り専決処分したものでございます。令和6年6月18日、町長名です。

損害賠償について。1 件名、飛び石による車両の損傷。2 事故発生日時、令和6年5月17日金曜、午後2時30分頃。3 事故発生場所、甲佐町大字■■■地内。4 事故発生状況、除草作業中に飛び石により駐車してあった相手方の車両のリアガラスを破損させたものでございます。5 保障賠償額、8万3,039円。過失については町が100、相手方が0となっております。以上で報告を終わらせていただきますようお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。この事故に関する作業方法なんですけれども、以前もこういう過失事故は多々あっていたかと思います。そういう中で作業中の方策として、網を立てて作業をするようなことも提案されたかと思うんですけれども、こういう作業状況はいかがだったのでしょうか。お聞きします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡弘君） 建設課の方で町道の草刈り作業時に起きた事故でございます。除草の時に1人が網のようなものをもってガードするように指導をして、実際そういった指導をしておりますけれども、それが怠って起きた事故ということになります。なるだけそういった事故防止のためにガードの徹底をこれからも指導していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。そのようなことなのでしょうけれども、これを読みますと駐車してあった相手方の車ということでございますので、100%うちが悪いということですが、個人の方の車は個人の方の駐車場に止めてあったのか、もしくは道路に駐車してあった車に対して損害が及んだのか、その辺がちょっとわからないのでその辺を教えてください。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） これについては個人宅に止めてあった車になりますので町道沿いではないと、家の中に止めてあった車に飛んだということになっております。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） じゃあそうであれば先ほど森田議員さんも言われました通り、やはり防塵のネットを十分するとか、特に今度は車だったんで、こういった金額で保証することができましたけれども、もし歩行者とかやはりそういった通行人だったり子供さんだったりのようなところで作業をされる場合もあると思うんですよね。通学路で。そういった時に人的被害が及ばないような措置、特に県道辺の除草なんて見えますと、非常に作業される方が1人か2人に対して誘導員だったりネットを持っている方だったり非常に安全性には心がけておられるところを拝見しますので、町においてもその辺は十分注意していただきたいと思うところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 鳴瀬議員おっしゃる通りだと思います。総務課としましても担当課等にしっかり指導させていただきながら事故がないように努めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で報告第2号「専決処分の報告について」を終わります。

日程第5 報告第3 専決処分の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第5、報告第3号「専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） それでは報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号、専決処分の報告について。地方自治法（昭和22法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分を行ったので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和6年8月2日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書になります。専第9号、専決処分書、地方自治法（昭和22法律第67号）第180条第1項の規定により、次の通り専決処分したものでございます。令和6年7月3日、町長名です。

損害賠償について。1、件名、住民基本台帳における支援措置申出書の個人情報漏洩に伴う損害賠償。2、事案発生日、令和6年5月29日。3、賠償の理由、DV支援措置申出者で被害者の現住所が加害者に漏洩したことに伴い、現住所から引っ越すための費用が発生した。4、措置賠償額、17万6,200円。以上で報告を終わらせていただきますよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんか。11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今回のこの事案が過失なのか、それとも想定外だったのか、そのことについては問いませんが、再発防止策ということについてはどのように考えておられるか、その点だけを念のためにお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） 今後の再発防止策ということで、まず職員に対して今回のようなDV支援制度の周知を再度行うとともに、これは研修等も実施しながらチェック体制の強化を十分に図り、再発防止に努めてまいりたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第3号「専決処分の報告について」を終わります。

日程第6 議案第24号 工事請負契約の締結について

○議長（宮本修治君） 日程第6、議案第24号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 議案第24号の説明をさせていただきます。議案第24号、工事請負契約の締結について。甲佐町スタートアップ企業等応援施設仮称設計施工一括工事について、下記の通り工事設計施工一括請負契約を締結することとする。令和6年8月2日提出、町長名でございます。

1 契約の目的、甲佐町スタートアップ企業等応援施設仮称設計施工一括工事。2 場所、上益城郡甲佐町大字岩下地内。3 契約金額、7,903万5,000円。4 契約の相手方、街並みづくり共同企業体、代表構成員、住所、熊本市中央区黒髪2丁目34番7-2号2階、称号または名称、株式会社アーバンディレクション代表者和泉秀。構成員住所、山形県酒田市浜松町3番56号、称号または名称、株式会社みなと、代表者川合章、構成員住所、熊本市中央区本山1-6-39、称号または名称、阿部悠子設計アトリエ、代表者阿部悠子。構成員住

所、熊本市中央区河原町2、称号または名称、建築食堂、代表者白橋祐二。5 契約の方法、随意契約設計施工一括。提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。説明資料1といたしまして工事請負契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いいたします。説明資料2といたしまして今回のプロポーザルの審査結果をご説明させていただきます。1 事業名、甲佐町スタートアップ企業等応援施設仮称設計施工一括発注公募型プロポーザル、2 予定価格8,033万4,000円税込みでございます。3 プレゼンテーション開催日令和6年7月25日木曜日、4 企画提案書提出者企画、提案書提出順に申し上げます。有限会社中川正人商店、街並みづくり共同企業体エバーフィールドプラス長野坂本設計共同企業体、5 審査結果といたしまして第1候補者街並みづくり共同企業体、総評価点といたしまして満点が1,400点、そのうち1,268.00点となっております。提案価格につきましては7,903万5,000円、こちらが税込になります。米印の参考といたしまして上記以外の2社の審査結果につきましては記載をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。説明資料3といたしまして第一候補者であり仮契約締結者でございます街並みづくり共同企業体から提案をいただきました内容の概略につきまして添付しております。街並みづくり協同企業体からは当該施設のテーマを左上に書いております甲佐町パークオフィスと位置付けられまして下にかけて書いておりますような公園のような働く場ということで提案をいただいております。下の文章を読み上げますと甲佐町のにぎわいや自然を感じながら屋根下空間と屋外広場を地域のイベントや交流の場として活用でき、地域住民や訪問者が自由に集まりリラックスし様々な活動を楽しめるということで、誰でも訪れるような空間の中に建物を整備するといった提案を頂いたところになります。こちらのパース図につきましてはの見方ですけれども、左側東側の道路から見た図になっております。こちら見た時に右側の白っぽい建物がございます。こちらがニューオールドさん、それから奥側に2人連れの方がいらっしゃいますけれども、そちら側が大井手川というような配置となっております。

次のページをお願いいたします。施設につきまして配置図を説明させていただきます。施設につきましては20ftのコンテナを9棟で構成されております。東側道路から入りますとパークということで芝生の公園のようなフリースペースを設けてあります。また南側にレンタルスペースを2棟、続きまして西側の大井手川沿いにつきましては2階建てとされておりまして1階につきましては北側からレンタルスペースを2棟、4と3と書いてあるところになります。その下に併用スペースとしまして2と1ということで2棟、その下に総合案内所それから共有トイレの整備につきましても提案いただいているところでございます。また北側のレンタルスペース3、4、こちらにつきましてはその上に2階建てということでされておりまして左側の方にレンタルスペース5というところも設ける企画となっております。なおこの提案いただいた内容につきましては先日の全員協議会の中でも説明いたしましたが、この提案につきましては企画案ということでお示しをいただき、今

後地元事業者様などからご意見をいただきながらより良い施設になるように今後進めていきたいというように考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 9番井芹です。3社が公募されて街並み作り共同企業体が総合評価点が高かったということで決まっておりますけれども、それぞれの評価、中身のそれぞれの評価点が総合的に高かったという風に思うんですけれども、特に優れている点はどのような点だったのか、それから場所は今更地になっているわけですが、なかなか広さというものがそんなに広く感じないもんだから、どういったあの場所でのぎわいが作り出せるのか、商店街にとってどういったメリットがあるのかということ、どういう風に想定をされているのかというのが想像ができないような感じなので、ちょっとそこら付近どういう風に具体的に考えられておられるのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） お答えいたします。今回街並みづくり共同企業体が第一候補者となったということで特に優れている点ということでございます。今回項目につきましては色々ございましたけれども、今回こういった企業誘致また地域コミュニティを図るというようなところを基本方針としまして仕様書を作成しておりまして、その町のコンセプトを際立たせるような優れた提案だったということと、また独自性があったというところで高評価だったというところでございます。続きまして広さにつきましてはこちらだいたい512㎡ということで前回ご説明をさせていただいております。どういった賑わいが作り上げられるのかということでございますけれども、今回このように新たな企業を来ていただくということもございますけれども、この施設の中で全てが完結するというのではなく、来ていただいた企業さんとそれから地元の企業さんが連携だったりコミュニティを形成することによりまして新たな起業、そういったものも波及するというような効果を期待させていただいております。特にこちらの提案につきましてはパークというところで誰でも入れるような開かれた施設ということで提案をいただいております。そういった観点におきましてもこちらの中でただ終わるのではなくて地元の町民の方、それから地元の企業者の皆さんについてもこちらに来ていただいているような連携だったり研修だったり新しい創造ということも期待することで、こちらの施設につきましては地域活性化というところで大きな目標に向かって進むというところで考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 先だっの全員協議会の中で私もお願いしておりましたけれども、執行部の方では30日に住民説明会みたいなものをされるということだったので、その場で地域の住民の方からどういった意見・要望等があったのか、それに対して執行部はどのように答えていこうという風に考えておられるのか、できれば詳しく説明をお願いしたいと

思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柰田直美君） 7月30日に地元の方に集まっておきまして意見交換会ということで開催をさせていただきました。その中でいただきましたご意見、それから甲佐町といたしまして回答した内容につきましてご報告をさせていただきます。まず1つ目に商工会、特に商工会長からは商工会に対するこういった情報についての配慮がかけられていたのではないかとということのご指摘をいただきました。ただ商工会といたしましてはこの事業につきましては協力するということのご意見もいただいたところですので町といたしましてもそういった配慮がかけられていたということにつきましては反省をいたしました上で今後商工会につきましても協力をいただきながら進めていきたいというところで考えております。というような回答をさせていただいたところです。続きましていろいろなご意見の中ではこちらの事業に対する財源、それから収支、それから入居、そして入居の中には需要があるのかということや入居期間、それから地元事業者さんとの競合はどういう風に考えているのかというようなご意見をいただいております。それから整備場所につきましても整備場所の確認、あとはこちらの施工につきましてが地元事業者様の活用をどう考えているのかというようなご意見もいただきまして、特に施工をする上で地元事業者も活用をしてほしいというような要望もいただいたところになります。財源収支につきましては今後町としましてもこの事業を構築する上で経費などを精査した上で町の負担ができるだけ生じないような計画を作っていきますというような回答をさせていただいております。また入居に関しましては今後またプロジェクト会議、それから地元の事業者様とのご意見をいただきながら方針等を検討させていただくというようなところで回答をさせていただいております。また地元事業者様の活用ということで今回仮契約をさせていただく相手の方につきましては地元の方ではございませんけれども、地元の事業者様を活用できるものにつきましては積極的に活用するというようなご意見も頂いておりますので、町といたしましてもできるだけ地元事業者様を活用いただくことをお願いするとともに、今現在においても地元事業者様の活用を考えられているということでもいただいておりますので、今後事業を進める上ではそのように進めていきたいという風に考えております。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。地元の方では色々と説明をされてこれからやっついこうという風に考えておられると大いに結構なことだと思います。私は1つ気になったのが地元企業との競合ですね。これまでもいろんな町が事業する中で地元で配慮しますとか民業を圧迫しないというようにしますというのは、これは決まり文句のように行政の方からの答弁で私どもの議会の方にも帰ってきております。その中で競合するというような場合はその点についてはどのように考えておられるのか、競合が必ずしも悪いことばかりではありません。競合することによって両方が高め合うということもありましょうし、また進出企業によって地元の企業が圧迫されて沈んでいったということがあってはこの事業そのものの意味をなさないものになってしまうという風に考えられることもあるかもし

れませんので、そのいわゆる競合ということについてどのように考えておられるのか、またその進出企業の選定にあたっては地元の意見をどのように取り入れられていこうと考えられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 地元企業の競合ということでございますけれども、本田議員もおっしゃるようにこれが全て悪いということではないという風には考えております。ただこちらの事業を行うことで地元の企業の皆様の悪い影響になるということは絶対あってはいけないという風に考えております。なのでそういった競合と言ったところにつきましても今後どういった企業を入れることによってこの地域活性化が図れるのかというところをテーマといたしまして、今後もプロジェクトの中でも地元事業者様との意見交換会の中でも話を進めていきたいと思っておりますので、競合がありなしということではなくてそういったところも含めたところでこの町の活性化に向けて良い方向に進めたいという風に考えております。進出企業の選定方法につきましても今こういったパース図を出していただきましたけれども、今後またプロジェクトの会議の中、また地元意見を聞きながらここにどういった企業さんに来ていただくことによって地域活性化がより図れるのかと言ったところを今後意見交換会をさせていただきながら、また町の意見を取り入れながら決めていきたいという風に考えておりますので、そういったところのご意見をいただきながらそういった企業さんの入居条件などにつきましては今後決めていきたいという風に考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 最後の質問をさせていただきたいと思います。こういったことは当事者同士とするのはなかなか地元企業とその進出企業との間の地元企業の意見を全面的に取り入れていくのと人間としても企業としても嫌なものが出てくるだろうと思いますので、できればいわゆる第三者的なところ、例えば商工会あたりの方々と意見を聞いた上で直接は聞かずに商工会あたりと意見調整をしたりとかそういったことになって私はそういったことを決められたらどうなのかなってというような思いがありますので、その点だけ1つ提案させていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 商工会の皆様におかれましては今後もぜひこの事業につきましてはご意見またご協力をいただきたいというふうに考えておりますので、議員のおっしゃるような商工会のご意見を参考にさせていただくような事業の進め方をしていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番。先日の説明会の話に関しては今の11番議員の質問と回答とでいいんですけども、この街並みづくり共同企業体ということで今回4社5社ですね。4社共同でされておりますけれども、各この事業者の実績とか経験、そのあたりがわからな

いものですから、そのあたりは大丈夫なのかと、今回のこの事業自体がこの商店街並びに甲佐町の商工のスタートというかまた新たに町長の思いであるチャレンジ、誠実、甲佐愛の中で特にこのチャレンジという部分になるかと思えます。そういった部分でこの間の先だっの説明会の中で地元事業者のそのあたりの今後のこともということでありましたけれども、これがここはスタートと私は考えております。なので、こういったことの駐車場の新たに確保するとか、今後空き家の改修にするとか、ここに入ってきてもらってまた甲佐町で事業したいと本格的にしたいとそういった足掛かりになればと思っておりますので、そういった部分で地元事業者がそういった部分で工事とか新たに必要な部分が出てきた分にはそういうので優先的にこういった開発なりに検討していただきたいと思っておりますので、その点の答弁は町長にお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず街並みづくり共同企業体の構成員となっておられます事業者様の実績等についてお答えいたします。まず代表構成員といたしましてアーバンディレクションさん、こちらにつきましてはアーバンディレクションを含めましてこちら4社の事業者様に共通して言えますことが今から私たちがしようとしておりますこういったスタートアップ企業関係の事業、こういったところに携わられているというところがまず共通して言えるところでございます。その中でアーバンディレクションさんにつきましては子飼商店街の再生事業、こちらにも携わられておりますし上乃裏通りですね。中央区の上乃裏通り、こちらの町並みづくりのビジョン策定だったりコンサル関係を請け負われているということでございます。また株式会社みなとさんにおかれましては、こちらは新築の新店舗だったり大規模改修をされておりますけれども、こちら先ほどのアーバンディレクションさんと同じように子飼商店街などの街並みづくりに携わられているということでございます。また3番目の阿部悠子さん、それから4番目の建築食堂さん、こちらにつきましても住宅店舗の改修建築に携わられているということもございまして建築食堂さんにおかれましては河原町の繊維問屋街のまちづくりに携わられているということでございますので、こちら4社の皆様が何かしら街並みづくりの関連の事業の実績があられるというところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方からも答弁をさせていただきます。今回スタートアップ企業施設整備事業ということで進めますけれども、運用後は当施設だけで完結するのではなくて当施設から町全体にいろんな効果を活性化を波及させていきたいという風に考えております。そのような中で今後例えばここに来られた企業がまた新たな店舗を町内に作ると言った時にそういった時は商工会あたりと連携を密に図りながら地元企業等の活用等については考えていきたいという風に思っております。それからこの施設を町全体に波及するという考え方の中でこれは確定ではないので、確定ではないということでお聞きしていただきたいんですけども、一応構想として私が持っているのはこの施設、店舗に入ってください企業としては町の課題、問題点を解決するようなそういったアイデアを

持っておられるような企業とかに入っていただければ嬉しいなというふうに思っております。例えば甲佐町では荒田議員も先般の議会で私の方に聞かれましたけれども、学力向上、甲佐町は中学校に入れば県平均を下回るというような数値がずっと以前から出ております。そういった中で学力向上対策にも努めていくといった中でそういった現代のAIだったりITだったり、そういった技術を活用して最先端な塾であったりそういった起業等をされているのであればそういった企業に入っていただくことによって町の課題も解決すると、そういった形で町全体にこの経済効果を波及していくというような施設になればということを今想定をしているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町長の話聞いて思ったんですけども、要するに町の全体に関わるようないろんな課題に取り組んでくれる企業が入ってくれば頂ければありがたいということであれば、このテナントの中にいくつもありますけれども、そういった企業の運営ですよ。企業なのでそれはやはり利益が上がらないと成り立ちませんので、そういった点ではそのいくつもの企業が入った場合、その営業がやっぱりきちんと成り立たなくちゃいけませんけれども、町との関わりですよ。そういった点では町がしっかりそういった企業にまた関わりながら支援もしていくというような形になるのか、それともまた1つのテナントの室料と言いますか、そういったのはいくらぐらいに考えておられるのかお尋ねをいたします。想定されているのか今後の課題なのか分かりませんが、そういった点はどうなんでしょうか。そこら付近が複雑ではっきりしないなというのがありますのでお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） まず運営に関しましてこちらに入っていく場合、おっしゃるように維持管理費などがかかりますけれども、そちらにつきましては入居者の方にも負担をいただきたいという風に現時点では考えているところでございます。いろんな今町長がおっしゃった町の課題を解決されるような例えば企業が入った場合につきましては、例えば町の方でお願いするような業務であればもちろん町の方で委託契約などをする必要はあるという風には考えておりますので、こちらのレンタルスペースの方に入られる企業様の形態によりましてそちらに町が支援するのかと言ったところはその場合に考える必要があるのかなという風に考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2 番、田中議員。

○2 番（田中孝義君） 2 番田中です。この間の30日の説明会である程度11番議員の先ほどの答弁で分かりましたが、まず一括で発注されたということは一括じゃないとできない時間的な問題とかそれもあったんですか。それと分けてすれば甲佐町の業者も使えたのではないかという思いもあります。それともう1つ今収支の試算とかをしていく中で山都・益城の施設も今から考えて見て行って参考にするというお話でした。先日私も益城の惣領のコンテナハウスのところを行ってきまして、今現在約3件ほどが実質運営をされているようです。それは成功なのかどうか分かりませんが、私もこの事業に対しては大変期待しております。ですからいいところ悪いところ全部見ていただいて今後していきたいと思いますので、その辺のところをよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず1つ目の今回設計施工一括とさせていただいておりますその理由につきましてご説明いたします。本事業につきましては令和6年度当初予算に計上をさせていただきまして令和6年度中に設計から工事まで完了する必要があるございます。その場合に設計と施工を分離した場合に工事完了に至らない恐れがあるといたしまして、今回設計施工一括発注ということでの方法を選択をさせていただいたところです。令和6年度中に全てを完了する必要があるという理由につきましては、この本事業につきましてが町としましては令和6年度当初予算の事業ではございますけれども、その財源といたしましてが令和5年度補正予算による国の交付金を活用することとさせていただいておりますので、本事業を町が繰り越した場合につきましては国は交付金を事故繰越しするということとなりますので、そのためには承認が必要となりますし、その承認自体が大変厳しいものということで確認をさせていただいております。そのため町といたしましてはこの有利な交付金を活用するためには令和6年度内に全てを完了するということが必要と考えまして、この設計施工を一括で発注するという方法を取らせていただいたところでございます。また次に分けて発注をすれば町の業者さんが入れたのではないかというようなご指摘ではございますけれども、今回公募型のプロポーザルという方式を取らせていただいております。まずこちらの公募型につきましてですので、地元事業者様も参加できるような内容という風になっております。今回設計施工一括方式を採用させていただいておりますけれども、例えば1つの事業者様だけではできないような場合につきましても考えまして設計業者と例えば施工業者、こういった異なる事業者さんで構成された共同企業体というような形態でもこちらの施工につきまして参加ができるというようなところで考えておりますので、地元事業者様の方にも参加いただけるような仕様にはさせていただいております。また最後に収支のことにつきましては議員がおっしゃるように今現在でされている自治体もたくさんいらっしゃいますので、そういったところいいところ悪いところにつきましてを研究をさせていただきまして町としましてより良い方向に進めるように研究の上進めていきたいと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。お尋ねします。この事業を今後進めていく上で関係あると思うんですけども、市街化活性化プロジェクトだったかな。そういうメンバーの方々と一緒に進めていかれるという風に理解しているんですけども、それは私の考えが間違ってたかった、そうですかね。この方々と一緒にやっけていかれる。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 26日の全員協議会で中心市街地活性化の基本計画を策定するという中でもこのプロジェクトの方が入っておりまして、こちらにつきましては並行して進める中でこちらのプロジェクトメンバーの方のご意見を参考にさせていただきたいという風には考えております。ただそれだけではなくて商工会、また地元事業所様の意見も今後広く取り入れさせていただきながら進めていきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） それでは非常に大切な部署だという風に考えておりますけれども、それじゃあこの市街化プロジェクトの人選選考に当たってはどのような選考方法でこの方々をお選びになったのかということと、それと我々議員にはまだ具体的にはお名前は構成員のお名前まではお聞きしていないと記憶してるんですけども、もしぜひそういうのは構成員の名前を出すべきじゃないか、そしてその方々がどういう方々がいられるのかというのはやっぱり議会としても知っておかねばいけないし、こういう大切なことをほとんど執行部も入るようには私はこの前言ったけれども、その方々の意見で持っていくのであればぜひ議会に出していただけないか。その2つ。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） お時間をいただきましてありがとうございます。今お配りさせていただきましたメンバー表につきましてご説明をいたします。中心市街地活性化プロジェクト会議のメンバーにつきましては現在17名というところでございます。構成員につきましてはまず商工会から青年部が2名とそれからまちづくり団体といたしまして一般社団法人パレットさんから2名、地元の病院から1名、地元事業者さんから11名と最後に地元の金融機関から肥後銀行甲佐支店から1名ということで計17名の構成員となっております。なお先ほどのご質問の中で行政につきましてもこちらのプロジェクトの中に関わりを持つべきじゃないかというようなご意見もございましたけれども、こちらにつきま

してもプロジェクトの中には担当課、担当課以外につきましても企画課の中から課長、それから企画政策係長にも当初から入っていただきまして、こちらの議論の中に直接入っていただいているところでございます。なおこちらのプロジェクトにつきましてももちろんスタートアップ、この施設の検討だけではなくて基本的には中心市街地の活性化、そちらの基本構想を策定するという目的で話し合いをしていただいているところでございます。なおこちらのメンバーの公募の方法につきましては4月に広報甲佐に掲載をさせていただきました。まず公募の形を取らせていただきました。ただこちらからもお声掛けをさせていただいたというところでそのお声かけの前につきましても、まず商工会長の方にこういった形でさせていただきたいというような形でお話をさせていただきまして、特に商工会青年部の方からも来ていただきますのでご了承の上こちらの方から声掛けをさせていただきまして、このようなメンバーとなっているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 選考方法、それから会議のメンバーの方々のお名前も確認できました。先ほども言いましたように非常に重要なポジションにいらっしゃる方々ばかりでございますので、私達も知っておきたいという気持ちでお願いをしたわけでございます。それともう1つ私は契約書の中の捺印されているところ、これは担当課長羽祢田課長、ちゃんと調べられておられると思いますけれども、今村さんという印鑑がついておられると思います。これだけの事業をやるわけですから私としてはちゃんとした印鑑を捺印をすべきじゃないかなという風に思った次第でございます。これは甲佐町としても甲斐町長が一丁目一番地でやられる事業でございますので、課長の方が確認して弁護士さん等にも確認して大丈夫だということを出されているというふうには思いますけれども、やはり私の気持ちとしてはちゃんとした契約書を作っていただきたいなという思いでございますので、その辺は町長、あなたの考えでどう思っておられるのか、私はそう思うということでございます。しばらく休憩してください。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時4分

再開 午前11時8分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま宮川議員の方からご質問がございました契約書の名前と印鑑が違うと言った件につきましては、執行部の方でも弁護士さんあたりにも相談してこれは問題ないということでございますので、本契約書現段階では仮契約中ですが、この仮契約書を生かして進めていきたいというふうに思っております。本日ご議決いただければ本仮契約が本契約書という風になりますので、ご議決いただいた際には町の方もこれは宮川議員が言われましたように私の一丁目一番地として取り組む事業でございます。

で、全力を上げていろんな商工会あたりとも連携を図りながら成功に向けて精いっぱい頑張っていく所存でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番甲斐でございます。先日30日に行われました商工会と地元の事業者の説明会に私も同席させていただきました。その中でやはり商工会員さんの意見で一番私が感じたのは先ほど本田議員も質問されましたが、できれば地元の業者に請負をということでしたが、今回この共同企業体になりました。今回こういった共同企業体の方々が資材や機材の搬入、購入とか調達、こういったのをぜひ地元の業者を使ってくれという要望がほとんどでございましたので、そこは私から今後ぜひ強く指導を求めているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） その件につきましては先ほど答弁をさせていただきましたけれども、実際仮契約の相手方といたしましては地元の事業者様ではございませんけれども、今後実際工事に入るその段階におきましては地元事業者様でできる部分につきましては積極的に活用するというようなことも言っていただいておりますし、町の方からもそのように指導をしていきたいという風に考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から先ほどの答弁について訂正の申し出がっておりますのでこれを許します。
地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 先ほど地元事業者様を活用するよう指導するというような言い方をさせていただきましたけれども、町といたしましては仮契約の相手方に地元事業者様を活用するようにお願いするようなこととなりますので、訂正しお詫び申し上げます。以上です。

○議長（宮本修治君） 1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 私からも先ほどの私の質問の中で地元業者を使っていたくよう指導という言葉を使ってしまいまして、我々私はそういった強い立場にはないと思いますので使っていたくようお願いという風に訂正をいたします。申し訳ございません。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4 番、森田議員。

○4 番（森田精子君） 4 番森田です。今いろんな意見が出ておりますけれども再度確認と言いますか市街地活性化プロジェクト案のメンバーの17名については当初何名を予定さ

れていたのか。それとこちらから依頼がほとんどなのか、自主的に手を上げられた方もその中にいらっしゃるのかということと、4月に広報で出されたということですがけれども、その時は全然なかったのかということ、それと今回のこの契約者の相手方、町のコンセプトと独自性が非常に高かったということですがけれども、今までの事業を実施されているところを見ますと起業する人が出てこないとか成功するスタートアップが少ない、成功したとしても成功が小さくまとまる、大きな成功を収めるスタートアップが少ないなど、いろんな課題も出ているようでございます。この課題を払拭するようなスタートアップ事業であってほしいなという思いもありますけれども、この施設の建てられた後の施設の管理についてどのようなお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） メンバーにつきましてが当初予算でも17名予定しておりましたので当初見込みの人数ということでございます。公募につきましては公募をかせさせていただきまして、それと合わせまして町からも色々な声かけをさせていただいたところもございますので声かけをさせていただいたことも含めたところで公募によりまして皆さんに申し込みいただいたようなところかなという風に思います。こちらから推薦というよりもこういったところに興味ありませんか、参加どうかですかというようなお話はさせていただいた上での申し込みという形になっております。なお次のコンセプト、独自性ということでございますけれども今回先ほどパース図をお示しをさせていただきまして今回公園の中のオフィスというところでご説明をさせていただいております。こちらにつきましてはまず企業に来ていただかないといけない魅力ある施設ではないといけないという考えがございまして、例えば建物をずらっと建てるということではなくて、こういった甲佐町の自然環境を活かしたところで余白のある空間作りというところでの提案をいただいたところです。町といたしましても企業誘致とそれから地元のコミュニティの形成といった多方面にわたる目的がございまして、そういったところにつきましても目的を達成するような提案になっているというところでの評価が高かったというところで認識をしております。また起業につきましてが成功を収めているところとそうではないところも、小さく収まっているようなところもあるということでございますけれども、こちらにつきましては色々な自治体の方で事例がございまして、例えば熊本市のクロスポイントなどにつきましてはすでに実地研修などを行かせていただいております、こちらからも全面的に本事業につきましてはご協力をいただけるというような回答も頂いております。その他にもいろんな金融機関からもご協力につきましてのお話もいただいておりますので、町といたしましてはいろんな機関と協力をさせていただきながら成功の方に進めていきたいという風に考えております。最後に管理につきましては今後どのような形態で管理を行うかと言います内容につきましても、先ほど言いました熊本市の実例だったり他に山都町だったりの実例、それから熊本県、国交省といったようにこの事業につきましては多くの方につきましているいろんなご意見をいただく場がございまして、そういったところで町として最適な維持管理、管理運営方式を今後検討していきたいというふうに考えてお

ります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 森田です。今の的確な回答ありがとうございます。もう1つだけ市街地活性化メンバーの中に女性部長というか女性部の方が入られていないんですけれども、これについては協力を仰がれたのか、もしくは何らかの理由で辞退されているのかというのもお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柁田直美君） 今回のメンバーにつきまして女性部の方が入っていらっしゃるんですけれども、今回メンバーにつきましては言い方があれですけれども、若手の方に入っているような形になります。今後そういった女性部につきましてご意見をいただきたいという風に考えておりますので、こちらのメンバーには入っておりませんが、今後商工会と連携する中でも女性部の方にもご協力いただきたいという風に考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 先日鮎祭りの方も大変盛況でお疲れ様でしたと申し上げておきますが、今後こういうスタートアップ企業の用地を整備する中でこの盆踊りあたりも今その緑町だけの周回になっていると思うんですけれども、それがまた下に伸びることによってまた違った活性もできるんじゃないかと思っておりますので、ぜひともその女性部の方に若い方もいらっしゃると思うので、是非とも声をかけていただいて今後この成功に向けての実施に向けて協力をお願いしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしときます。

○議長（宮本修治君） 答弁はいいですか。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま森田議員の方からご意見ございまして当施設を整備することによって、今後いろんな形で波及していく中でそういった鮎祭りみたいな一大イベントの事業についても波及効果を出して行くべきではないかというようなご意見だったと思います。是非そのあたりも視野に入れながら今後イベントの事業構築等もさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。1つだけです。先ほど甲斐町長が答弁の中でこの新しいオフィスの中でAIを活用した学力の向上ということで荒田議員の質問に対してお答えをされました。初めてそのお答えを聞きましたけれども、その中で新しい学習塾と言いますか、そういったAIを活用したそういった学力向上のための塾等が企業として入って来られるならというような思いで私も聞いておりましたけれども、そうすると学校関係、教育委員会関係、そういった方面との新しいオフィスとの関わり方、この辺については学校教育課として町長の意見を踏まえてどのような考えを持っておられるのか。1つだけ私はお

聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは今の質問にお答えします。まずAIを活用した学習塾ということですが、それについてはまだ構想の段階ということで決定という話ではございませんので今の段階でなんとか答弁するというのなかなか難しゅうございますけれども、民間の学習塾ということであればあくまでも民間ということでその内容によって町と連携する、そのどのといった事業をされるのか、そこによって学校あたりとの連携ができるのかどうなのかというのを模索するというような段階ですので、今の段階としてはまだ何とも答弁ができないというような状況です。すいません。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 先ほど申しましたAI等とかデジタル技術を活用して最先端の塾というのは申し上げましたけれども、これはあくまでも想定ということで想定ということでございますのでそういった企業が来ればいいなというようなまだ現段階では構想として持っているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 想定でも町長が発した言葉なんで私はその言葉をお尋ねしてその構想は特に三役の方たちは町長が構想を持っているのであれば、それは共有しとってもらわんと将来に今からこういったたくさんの意見が出て、スタートを切る事業の中で町長がそういった思いを持っているということであれば特に執行部の皆さん方はこういった答弁を町長がされるのか、またはされたのかそれに対してやはり真摯に対応していただきたいという思いがあったので質問したところだったんです。それはもう構想は是非実現に向けてやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第24号、工事請負契約の締結についてでございます。ただいま担当課より説明があり議論もなされました。本工事契約請負につきましては甲佐町商店街に予定されております甲佐町スタートアップ企業等応援施設仮称設計施工一括工事についてでございます。この施設につきましては本年3月議会で当初予算に計上され、これまで十分な説明がなされてなかったことは、担当課それから町長も反省され我々議会にも全員協議会でそれから先日商工会、地元の事業者にも意見交換会が

なされました。今後は商工会それから地元の事業者と密に連携をとっていただきまして本工事によりますこの施設が中心市街地の核となりまして空き店舗の解消、それから甲佐町の起業者の進出を加速させる施設となるよう期待をいたしまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第24号「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 令和6年第2回臨時会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日はご提案いたしました案件につきまして慎重審議の上、原案の通りご議決をいただき、誠にありがとうございました。今後とも町政発展のため特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、可決されました案件につきましては、適正かつ円滑な事務処理を行っていただき、審議の過程において表明された議員各位の意見等を十分に尊重されますよう、切に希望し、これをもって、令和6年第2回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

令和6年8月臨時会会議録

熊本県甲佐町議会

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 6 年 第 2 回 臨 時 会

令和6年8月発行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 本 修 治

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 野 太

作 成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198